

1 事業名

所沢市下水道条例の一部改正

2 事業の概要

下水道事業の経営基盤を強化し、将来にわたる事業の安定的な継続を図るため、下水道使用料の見直しについて所沢市上下水道事業運営審議会に諮問し、その答申を尊重の上検討した結果、令和 8 年度から下水道使用料の改定を行うこととしたため、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

- (1) 基本使用料及び従量使用料の改定
- (2) 一般用において 10 m³までを基本使用料に含む基本水量制及び超過使用料からなる使用料体系から水道料金と同様に基本使用料及び従量使用料からなる使用料体系に変更
- (3) 一般用の従量使用料において、排水量 10 m³までの分の区分の新設

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、必要に応じて下水道使用料の見直しを行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

所沢市上下水道事業運営審議会における審議

5 関係法令、基本計画との整合性

下水道法、地方公営企業法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・ 新旧対照表
- ・ 下水道使用料改定の概要

議案第 87 号 所沢市下水道条例の一部を改正する条例

(登録替え)

第 9 条の 8 他の市町村等に登録されていた責任技術者で、本市に登録替えを希望する者は、当該市町村等における登録抹消の日から 2 箇月以内に、申請書に当該市町村等が交付した登録抹消証明書並びに第 9 条の 6 第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号の書類を添えて、これを管理者に提出しなければならない。

2～4 略

(使用料の徴収)

第 14 条 略

2 前項の使用料は、納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の指定納付受託者による納付の方法により 2 箇月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

3 第 1 項の使用料は、水道料金と合わせて徴収する。ただし、水道水以外の水を使用する場合は、この限りでない。

4 前項の規定によつて 第 1 項の使用料を水道料金と合わせて徴収する場合は、所沢市水道事業給水条例（昭和 36 年告示第 76 号）第 23 条から第 26 条までの規定を準用する。

5 前 3 項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき、その他管理者が必要と認めるときに行う。

6 第 1 項の使用料を納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金の徴収については、所沢市督促及び延滞金徴収条例（昭和 40 年条

(登録替え)

第 9 条の 8 他の市町村等に登録されていた責任技術者で、本市に登録替えを希望する者は、当該市町村等における登録抹消の日から 2 月以内に、申請書に当該市町村等が交付した登録抹消証明書並びに第 9 条の 6 第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号の書類を添えて、これを管理者に提出しなければならない。

2～4 略

(使用料の徴収)

第 14 条 略

2 前項の使用料は、納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の指定納付受託者による納付の方法により 2 月分まとめて、市の水道料金に合わせて、これを徴収する。ただし、水道水以外の水を使用する場合はその使用における使用料とする。

3 前項の規定によつて 下水道使用料を水道料金と合わせて徴収する場合は、所沢市水道事業給水条例（昭和 36 年告示第 76 号）第 23 条、第 24 条及び第 26 条の規定を準用する。

4 前 2 項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき、その他管理者が必要と認めるときに行う。

5 前 3 項の使用料を納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金の徴収については、所沢市督促及び延滞金徴収条例（昭和 40 年条

例第14号)第2条の規定に基づく督促及び同条例第4条の規定に基づく延滞金の計算の例による。

(使用料の算定方法)

第15条 使用料の額は、1箇月について別表に定める基本使用料と使用者が排除した汚水の量に応じて算定した従量使用料との合計額(以下この項において「使用料算定基礎額」という。)に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合において、前条第2項の規定により2箇月分の使用料をまとめて徴収するときは、各使用月の使用料算定基礎額の合計額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 略

(特別な場合における使用料の算定)

第15条の2 隔月の定例日(使用料算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。)から次の定例日までの中途において公共下水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの使用料の算定は、次のとおりとする。

- (1) 使用日数が30日以内のときは、その使用日数に係る使用者が排除した汚水の量により、1箇月分として算定した額
- (2) 使用日数が30日を超えるときは、前条第2項第2号の規定により管理者が認定した使用水量又は同項第3号の規定により管理者が認定した汚水の量により算定した額

2 前項の規定にかかわらず、公衆浴場用の用途により公共下水道を使用する場合で、定例日から次の定例日までの中途において公共下水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの使用料の算定は、次のとおりとする。

- (1) 使用者が排除した汚水の量が50立方メートル以下のときは、基本使用料の2分の1
- (2) 使用者が排除した汚水の量が50立方メートルを超えるときは、1箇月分として算定した金額

(都市下水路の維持管理の技術上の基準)

第16条の6 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

例第14号)第2条の規定に基づく督促及び第4条の規定に基づく延滞金の計算の例による。

(使用料の算定方法)

第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ別表により算定した合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その全額を切り捨てるものとする。

2 略

(特別な場合における使用料の算定)

第15条の2 月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの使用料の算定は、次のとおりとする。

- (1) 汚水の量が基本排水量の2分の1以下のときは、基本使用料の2分の1
- (2) 汚水の量が基本排水量の2分の1を超えるときは、1月として算定した額

(都市下水路の維持管理の技術上の基準)

第16条の6 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、1箇月に1回以上行うこと。

別表（第15条関係）

用途	基本使用料		従量使用料	
	排水量	金額	排水量	金額 (1立方メートルにつき)
一般用		830円	10立方メートルまでの分	5円
			10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	91円
			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	111円
			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	127円
			50立方メートルを超え200立方メートルまでの分	149円
			200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	174円
			500立方メートル	

(1) 略

(2) 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、1月に1回以上行うこと。

別表（第15条関係）

用途	基本使用料		超過使用料 (1立方メートル増すごとに)	
	排水量	金額	排水量	金額
一般用	10立方メートルまで	660円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	83円
			20立方メートルを超え30立方メートルまで	107円
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	125円
			50立方メートルを超え200立方メートルまで	149円
			200立方メートルを超え500立方メートルまで	174円
			500立方メートルを超え1,000立方	204円

			を超え1,000立方メートルまでの分	204円
			1,000立方メートルを超える分	234円
公衆浴場用	100立方メートルまでの分	2,300円	100立方メートルを超える分	34円
臨時用				234円

備考

- 1 この表において「一般用」とは、公衆浴場用及び臨時用以外の用に使用するものをいう。
- 2 この表において「公衆浴場用」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場の用に使用するものをいう。
- 3 この表において「臨時用」とは、工事その他臨時の用に使用するものをいう。

			メートルまで	
			1,000立方メートルを超える分	234円
公衆浴場用	100立方メートルまで	2,000円	100立方メートルを超える分	30円
臨時用	10立方メートルまで	2,340円	10立方メートルを超える分	234円

備考

- 1 使用料の額は、1月についてこの表の定めるところにより算定する。
- 2 この表において「一般用」とは、公衆浴場用及び臨時用以外の用に使用するものをいう。
- 3 この表において「公衆浴場用」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場の用に使用するものをいう。
- 4 この表において「臨時用」とは、工事その他臨時の用に使用するものをいう。

下水道使用料改定の概要

1 改定の背景

- (1) 県に支払う費用（下水処理単価）の値上げ
- (2) 水需要の減少による使用料収入の減少
- (3) 施設の老朽化や物価高騰による費用の増加

2 改定時期及び平均改定率

改定時期：令和8年4月

平均改定率：15.0%

3 使用料体系の見直し

一般用使用料表

1 箇月当たり（税抜）

使用料区分	排水量	現行	改定後	差額
基本使用料	—	660 円	830 円	170 円
従量使用料 (1 m ³ につき)	1～10 m ³	0 円	5 円	5 円
	11 m ³ ～20 m ³	83 円	91 円	8 円
	21 m ³ ～30 m ³	107 円	111 円	4 円
	31 m ³ ～50 m ³	125 円	127 円	2 円
	51 m ³ ～200 m ³	149 円	149 円	0 円
	201 m ³ ～500 m ³	174 円	174 円	0 円
	501 m ³ ～1,000 m ³	204 円	204 円	0 円
	1,001 m ³ ～	234 円	234 円	0 円

【参考：1 箇月当たりの料金・使用料のモデルケース（上下合算・税込）】

使用水量	現行	改定後	増加額	改定率
口径 13mm で 10 m ³ （1～2 人暮らしを想定）	1,650 円	2,090 円	+440 円	26.7%
口径 20mm で 20 m ³ （3～4 人暮らしを想定）	3,971 円	4,944 円	+973 円	24.5%
口径 20mm で 80 m ³ (一般家庭より使用水量が多い個人経営の飲食店)	28,875 円	32,081 円	+3,206 円	11.1%
口径 50mm で 700 m ³ （住宅型高齢者施設）	381,546 円	411,499 円	+29,953 円	7.9%